

愛知・清洲城下町遺跡
きよすじょうかまち

- 1 所在地 愛知県西春日井郡清洲町大字清洲
- 2 調査期間 一九九〇年(平二)九月～十二月
- 3 発掘機関 (財)愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 城ヶ谷和広・鈴木正貴・加藤とよ江
- 5 遺跡の種類 城郭跡・都市跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 室町時代後期～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(名古屋北部)

清洲城下町遺跡は濃尾平野を南流する五条川によって形成された自然堤防及び後背湿地上に立地する。発掘調査は一九八一年から継続して行なわれ、調査総面積は、これまでに約九万²m²に及んでいる。今回報告する九〇D区は、五条川河川改修に伴う事前調査で、一六四〇²m²が発掘調査された。九〇D区では、戦国時代を中心とする清須城下町に関連する遺構と江戸時代の

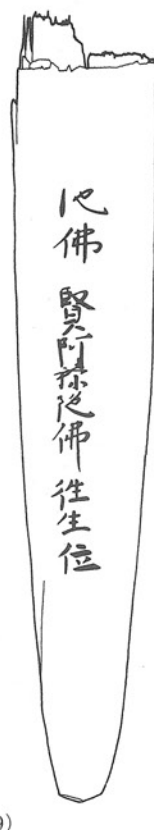
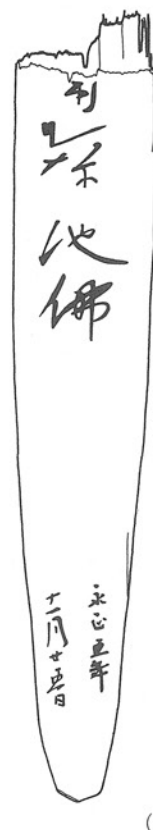
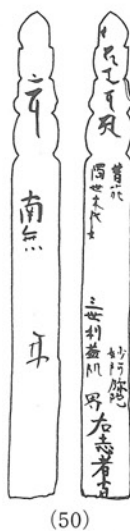
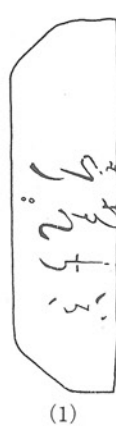
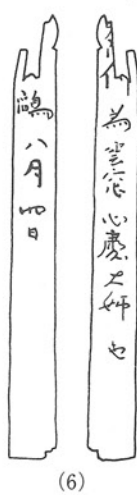
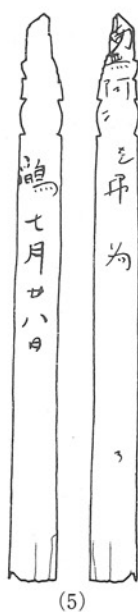
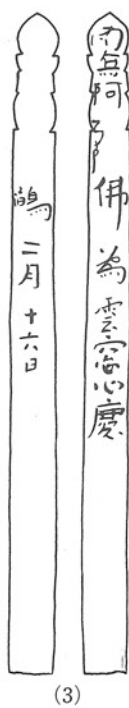
清須宿場町に関連する遺構が確認されている。この中で城下町前期(一五世紀末～一六世紀中頃)の五条川旧河道NR四〇〇一が検出され、大量の遺物が出土している。旧五条川は細かく蛇行しながら流れたと復原され、これにより形成された入江部に堆積する黒灰色粘土層から木簡三三四点以上が出土した。出土資料には木簡のほか、陶磁器・土器や漆器、下駄・箸・折敷などの木製品、死後に傷が施された人頭骨なども存在する。

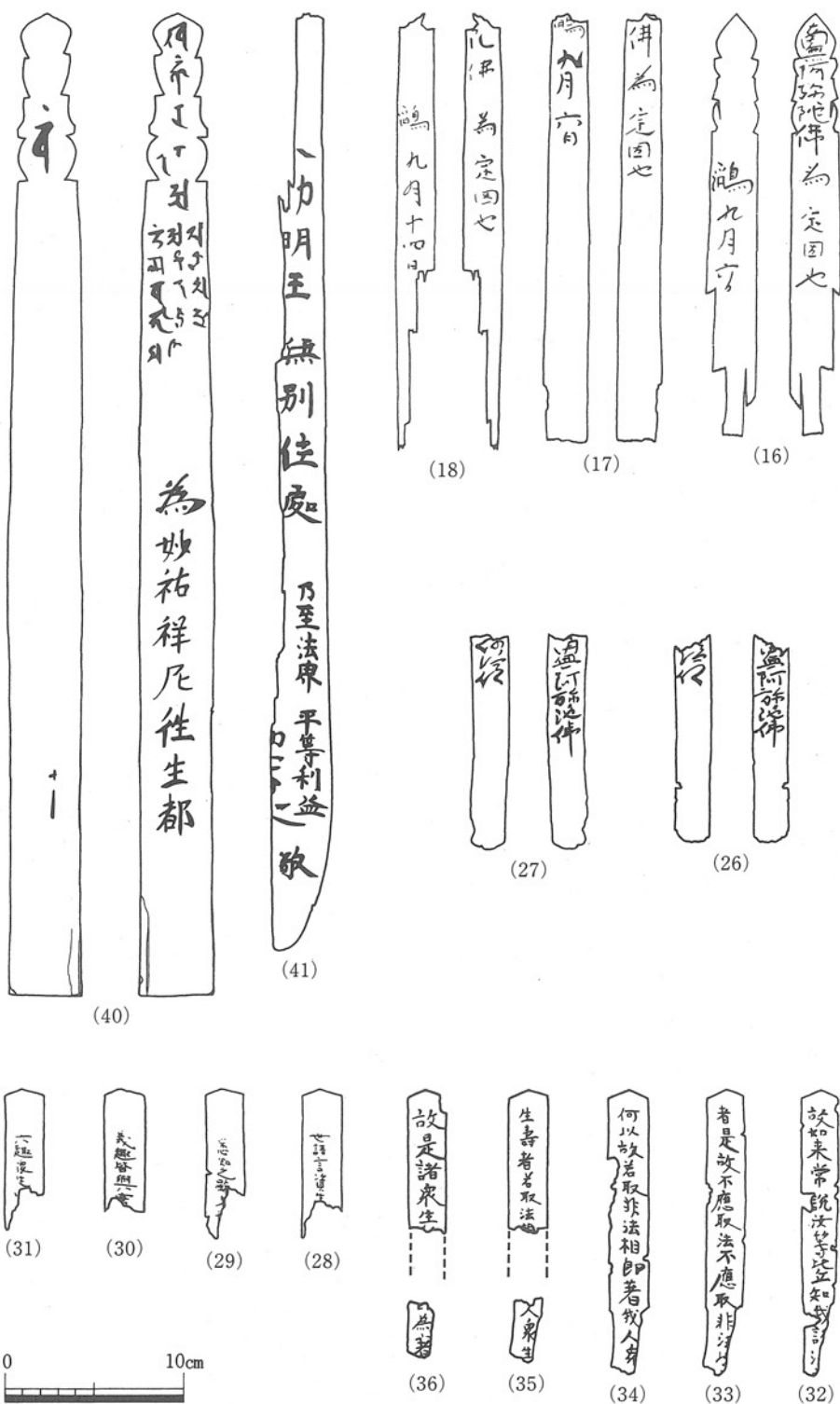
8 木簡の釈文・内容

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>(4) × 仏為雲窓心慶大姉 ×</p> <p>・ 鷗七月廿日</p> <p>(75) × 22 × 1 061</p> | <p>(3) 「南無阿弥陀仏 為雲窓心慶大」</p> <p>・ 鷗 七月 十六日</p> <p>350 × 25 × 1 061</p> | <p>(2) 「
×々々々
「
すい
□へ
×十</p> <p>(76) × 195 × 1 061</p> | <p>(1) □□□ □□□ □□□</p> <p>「</p> <p>(54) × 193 × 1 061</p> |
|---|--|--|---|

- (5) ・「南無阿□□仏 為」
 ・「 鷗七月廿八日」
 299×27×1 061
- (6) ・「〔弥陀力〕
 ・×□□仏 為雲窓心慶大姉也」
 ・ 鷗八月四日」
 (235)×25×1 061
- (7) ・「南無阿弥陀仏 為×
 ・「 鷗七月×
 (137)×21×1 061
- (8) ・「南無阿弥陀仏 為雲×
 ・「 鷗
 (152)×24×1 061
- (9) 「南無×
 (34)×(14)×1 061
- (10) ×慶大姉也
 (89)×24×1 061
- (11) ×大姉也」
 (127)×24×1 061
- (12) ・×雲窓心慶大姉也」
 ・× 四日」
 (159)×24×1 061
- (13) ・×雲窓心慶大姉也」
 ・× □□六日」
 (187)×22×1 061
- (14) ×雲窓心慶大姉也」
 (201)×25×1 061
- (15) ×為雲窓心慶大姉也
 (230)×24×1 061
- (16) ・「南無阿弥陀仏 為 定因也」
 ・「 鷗九月六日」
 240×27×1 061
- (17) ・×仏 為定因也」
 ・ 鷗九月六日」
 (243)×23×1 061
- (18) ・×〔陀力〕
 ・×□□仏 為定因也
 ・ 鷗九月十四日
 (245)×20×1 061
- (19) ・×□為定因也
 ・×□月十八日
 (115)×26×1 061
- (20) ・×阿弥陀仏×
 ・ 鷗×
 (80)×(13)×1 061
- (21) ・×雲窓心慶大姉也
 ・×〔廿九力〕
 ・×□□日
 (106)×25×1 061

- (22) ・南無妙法蓮華經 □
(ペン)
 (145)×21×1 081
- (23) 十四日
 (164)×22×1 019
- (24) 十四日
 (157)×26×1 019
- (25) ×無阿弥陀仏
 (128)×(17)×1 081
- (26) ・南無阿弥陀仏
 ・×陀仏
 (108)×21×1 019
- (27) ・南無阿弥陀仏
 ・×弥陀仏
 (121)×22×1 019
- (28) 「世語言資生×
 (83)×22×1 019
- (29) 「悉知之雖未×
 (87)×22×1 019
- (30) 「義趣皆與実×
 (73)×23×1 019
- (31) 「六趣衆生×
 (82)×23×1 019
- (32) 「故如来常説汝等比丘知我説法×
 (160)×22×1 019
- (33) 「者是故不应取法不应取非法以×
 (160)×22×1 019
- (34) 「何以故若取非法相即著我人衆×
 (160)×23×1 019
- (35) 「生寿者若取法相…人衆生×
 (81+36)×22×1 019
- (36) 「故是諸衆生…為著×
 (81+32)×21×1 019
- (37) ・(ペン)「(ペン)唵佐□邪□ □
 (359)×52×2 061
- (38) □ □ □
 (422)×62×5 061
- (39) ・×陀仏 賢阿弥陀仏 往生位
 永正五年
 十一月廿五日
 (418)×71×1 061
- (40) ・(キヤカラバア)「(ペン) 為妙祐祥尼往生都
 (534)×(37)×1 061
- (41) 不動明王 無別往処 乃至法界 平等利益 敬
 (534)×(37)×1 061
- (42) ・(バア)「(ペン) 南無阿弥陀仏為三界万□也」
 (445)×47×2 061





(43)	・「 ^(キヤカラバ) 獨阿婆」 □ ・「 ^(バン) 南無阿彌陀仏」 」	(440)×32×2 061
(44)	・南無阿彌陀仏 為□□ □ 」	(253)×35×1 061
(45)	□□ 為後慶沙弥也 敬白 七月 廿日	(269)×51×1 061
(46)	□□	(108)×45×1 019
(47)	・□□□ ・□□□	(51)×25×1 061
(48)	□□	(26)×(26)×1 061
(49)	・「 ^(キヤカラバア) 獨阿婆」 □	(190)×30×1 061
(50)	・「 ^(キヤカラバア) 獨阿婆」 獨世□□□ ^(バン) 南無□□ ^(バン) 仏 四方妙阿彌陀 右志者□ 三世利益□界	258×25×1 061

出土した木簡は、卒塔婆と柿経が大半を占めており、この他に消息などが認められる。その中でも柿経は数枚重なった状態で大量に

出土しており、しかも非常に薄い板材で作られていたため小破片になつてしまったものも少なくない。このため資料を紹介するに際しては、これらを逐一取り上げるのは現実的ではないと判断し、卒塔婆と柿経については報告書に掲載されたものを中心に報告し、若干の補足を加える程度に留めた。

(1)(2)は白木の折敷底板を横に用いて記されたものであるが、意味は不明である。「今月」などの書き出し部分からみて消息の可能性が考えられる。

卒塔婆は、規模・形態・文言から四種類に区分できる。

卒塔婆Ⅰ類は長さ三〇cm弱幅一三mm前後の大きさで頭部を五輪塔形に作り、表面に「南無阿彌陀仏為(戒名)也」、裏面に「鵠(日付)」という文言が記されたものである(3)~(21)。戒名には雲窓心慶大姉と定因の二者があり、おおよそ七日おきに日付が記入されていることから供養のための七本塔婆と考えられる。同戒名で同日付の卒塔婆が二本以上存在する場合もある。釈文を提示した資料以外にも、これに属するものは少なくとも一〇点確認される。

卒塔婆Ⅱ類は長さ四〇cm以上幅五〇mm以上の大きさをもつものを一括する(37)~(39)。やや厚手の板材を用いて頭部を五輪塔形に作り、五輪塔部に梵字が配置されている。(39)には「永正五年」(一五〇八)の年号が記されている。

卒塔婆Ⅲ類は長さ四〇cm以上幅五〇mm以下の大きさをもつものを

一括する(40~45)。大半は頭部を五輪塔形に作り、表面に梵字、経文、戒名などが記載されている。釈文を提示した資料以外にも、これに属するものは少なくとも二点確認される。

卒塔婆Ⅳ類は長さ四〇cm以下幅五〇mm以下の大きさをもつものを一括する(47~50)。

一方、柿経は非常に薄い桎目板材に経文を記した木簡であり、その文言から三種類に区分できる。

柿経Ⅰ類は両面に「南無阿弥陀仏」と記したものであるが、いずれも頭部を欠いており、形状を特定できない(25~27)。「仏」の後に「南」が記される事例があることから「南無阿弥陀仏」が繰り返されたものと推定される。書体は表裏で異なり、片面は楷書体、もう一面は草書体である。なお、釈文を提示した資料以外にも、これに属するものは少なくとも一九点確認された。

柿経Ⅱ類は片面に『妙法蓮華経』を記したものである(28~31)。頭部は圭頭状に加工され、文言は清洲城下町遺跡八九G区出土柿経と同様の記入方法であった(本誌第二号)。本稿で釈文を提示した資料以外にも、報告書に釈文を示したものが三八点あり、報告書刊行以降に保存処理作業の過程でこれに属するものと判明したものは少なくとも二〇点確認された。

柿経Ⅲ類は片面に『金剛般若経』を記したものである(32~36)。頭部は圭頭状に加工され、経文は原則として一本に一六字ずつ書写

されたものと復元される。(35)の欠落部分には「即著我」が入る。(36)の欠落部分には「若心取相則」が入る。釈文を提示した資料以外にも、報告書に釈文を示したものが七六点存在する。また、報告書刊行以降に保存処理作業の過程で経文の復元作業が進んでおり、柿経Ⅲ類は少なくとも九〇点以上が確認されている。

九〇D区NR四〇〇一出土資料は、河道の移動によって沼状になった旧流路(埋積河跡沼)という木製品が遺存しやすい環境であったとはいえ、非常に多量の宗教関連の木簡が出土している点の特徴となっている。当地区が人々の往来の激しい川港ではないかという想定も提示されており、本事例は河原における中世人の営為を解明する一例として貴重であるといえよう。

なお、木簡の釈読にあたっては、下村信博氏(現名古屋市蓬左文庫)のご指導を得た。

9 関係文献

(財)愛知県埋蔵文化財センター『清洲城下町遺跡Ⅳ』(財)愛知県埋蔵文化財センター調査報告書五三、一九九四年)

(鈴木正貴)